

【「2 賃貸借期間」および「5 車両の納入（1）納入日時」について、修正あり（令和4年12月20日）】

仕 様 書

1 件名

自動車リース契約

2 賃貸借期間

【修正前】契約日から5年間

【修正後】車両登録日から5年

3 納品期限

令和5年3月24日

4 車両の仕様

車名	軽四輪貨物自動車 (キャブオーバー版AT・ハイルーフ)
数量	1台
最大定員	4人
トランスミッション	オートマティック
総排気量	660cc
燃料	ガソリン
燃費性能	平成27年度燃費基準+10%達成車
パワーステアリング	有
ドアロック	キーレスエントリー
エアバッグ	運転席・助手席
ABS	有
車両色	ホワイト
エアコン	有
窓	パワーウインドウ
ミラー	電動ミラー
ETC	有
付属品	フロアマット(ラバー)、バックブザー、指定看板作成貼り付け ラゲッジマット(SBSタイプ)、ドアバイザー

5 車両の納入

(1) 納入日時：【修正前】令和5年3月24日 午前9時

【修正後】後日、発注者と調整

(2) 納入先等：〒590-0951 堺市堺区市之町西2丁2

(3) 納入条件：燃料を20リットル補給しておくこと。

ただし、納車時における減量は考慮しない。

6 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「使用者氏名又は名称」、「使用者住所」、「使用の本拠の位置」を次のとおりとする。

○使用者氏名又は名称：公益社団法人堺観光コンベンション協会

○使用者住所：堺市堺区甲斐町西1-1-35

○使用の本拠の位置：堺市堺区甲斐町西1-1-35

7 月間予定走行距離

400キロメートル

8 メンテナンス内容

(1) 定期点検(新車1ヶ月点検及び6か月毎)

(2) 法定点検

(3) 車検整備

(4) 故障修理(架装部分を含む。)

(5) タイヤ、バッテリー交換(必要に応じて。パンク修理含む。)

(6) オイル交換(自動車メーカー交換基準による。)

(7) 消耗品交換及び補充

(8) その他安全走行に必要な点検・修理

(9) 代車(車検整備、故障修理時等整備に48時間以上要する時)

※車検整備、故障修理時等の整備工場への車両の搬入等を含むものとする。

9 リース料の支払方法

毎月払い(履行後翌月払い)

10 リース料に含まれるもの

(1) 車両登録費用

(2) 自動車取得税

(3) 自動車税または軽自動車税

- (4) 自動車重量税
 - (5) 自動車損害賠償責任保険料
 - (6) 8に定めるメンテナンスに要する費用
 - (7) 登録抹消に要する費用
 - (8) 車体表示抹消費用
 - (9) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に定める費用
- ※(3)～(6)はリース期間中に要する費用とする。

1 1 その他

- (1) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (2) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先を表示すること
(キーとは別途とする)。
- (3) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- (4) 納車時の各車両の全周及び内装の状態を撮影し、CD-ROM または DVD-ROM に記録して提出すること。枚数は1台につき4～5枚を目安とし、特殊架装等の指定のある車両は、必要に応じ指定個所の拡大写真を追加すること。その際、ファイル名は下記の例を参考とすること。

例 「堺500 て64-90 外観右 R1. 1. 31」

(プレートナンバー) (納車日)

- (5) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
- (6) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、日本語により、万全な体制で迅速に対応すること。
- (7) 車種、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関するデータベースを作成し、その情報を本市の必要に応じて提供すること。
- (8) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し、提出すること。
- (9) リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。その際、返納確認書の写しを発注者まで提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。